



福岡県医発第2104号（地）
平成21年1月10日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の一部改正について

今般、平成21年1月1日より財団法人日本医療機能評価機構が運営する「産科医療補償制度」が施行されることとなり、当該制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（以下「制度対象分娩」という。）に対しては、出産育児一時金等を3万円加算し、合計38万円支給することとなりました。

これに伴い、保険者において加算支給の可否を判断するために、加入分娩機関において制度対象分娩を行った者について、加入分娩機関より分娩後に保険者に送付する「分娩費請求書」の写しに対し、財団法人日本医療機能評価機構の発行する所定の印を押すこととして、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について（平成18年8月30日 保保発第0830005号）」等の一部が改正されました旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

平成 21 年 1 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳



「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の一部改正について

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の受取代理は、被保険者が医療機関等を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取るにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的としたものであり、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について（平成 18 年 8 月 30 日 保発第 0830004 号 厚生労働省保険局長）」において、『保険者はその仕組みの導入に努めること』とされ、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について（平成 18 年 8 月 30 日 保保発第 0830005 号 厚生労働省保険局保険課長）」により、その具体的な取扱いが示されているところであります。

今般、平成 21 年 1 月 1 日より財団法人日本医療機能評価機構が運営する「産科医療補償制度」が施行されることとなり、当該制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下における在胎週数 22 週に達した日以後の出産（以下「制度対象分娩」という。）に対しては、出産育児一時金等を 3 万円加算し、合計 38 万円支給することとなりました。

これに伴い、保険者において加算支給の可否を判断するために、加入分娩機関において制度対象分娩を行った者について、加入分娩機関より分娩後に保険者に送付する「分娩費請求書」の写しに対し、財団法人日本医療機能評価機構の発行する所定の印を押すこととして、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について（平成 18 年 8 月 30 日 保保発第 0830005 号）」等の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム「健康保険・老人保険法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

〈添付資料〉

- ・「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の一部改正について（平 20.12.17 保保発第 1217007 号 厚生労働省保険局保険課長）
- ・「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について（平成 18 年 8 月 30 日 保保発第 0830005 号）」新旧対照表（厚生労働省保険局保険課）
- ・参考：改正後「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平 18.8.30 保保発第 0830005 号 厚生労働省保険局保険課）





保 保 発 第 1217007 号
平成 20 年 12 月 17 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の一部改正について

平成 21 年 1 月 1 日より一定の出産に係る事故について補償金の支払に備えるための仕組み（産科医療補償制度）が開始されることに伴い出産費用の増加が見込まれることを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 371 号）が 12 月 5 日に、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 169 号）が 12 月 12 日に、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成 20 年厚生労働省告示第 541 号）が本日公布され、いずれも平成 21 年 1 月 1 日より施行又は適用されることとされたところである。

この改正に伴い、下記のとおり、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成 18 年 8 月 30 日保保発 0830005 号）の一部を改正し、同日から適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第 3 の 2 中「明記すること。」の次に次のように加える。

また、財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下において、平成 21 年 1 月 1 日以後、在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことを認めた場合には、出産育児一時金等は 3 万円を加算し、38 万円を支給することとなるが、加入分娩機関が被保険者に代わって 38 万円を受け取るためには、加入分娩機関より分娩後に送付する分娩費請求書の写しに対し、機構の発行する所定の印（別添 2）を押す必要がある旨も併せて当該書面に記載すること。

第 3 の 3 中「確認すること。」の次に次のように加える。

分娩費請求書の写しに対し加入分娩機関による所定の印が押されていた場合は、出産育児一時金等を 3 万円加算し、合計 38 万円支給すること。

第3の3中「記載された請求額」の次に「及び所定の印の有無」を加え、同3ア中「35万円以上」を「35万円（分娩費請求書の写しに対し所定の印が押されていた場合は38万円。以下同じ。）以上」に改める。

第4の4中「平成18年10月1日」を「平成21年1月1日」に、「第3の3中「35万円」を「30万円」として取り扱うこと。」を「産科医療補償制度の開始前であることから、出産育児一時金等の支給額は一律35万円であること。」に改める。

○ 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について（平成18年8月30日保保発第0830005号）

新 旧 対 照 表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第1・第2 （略） 第3 1 （略） 2 請求書の受付 被保険者から、受取代理人となる医療機関等の記名・押印及びその他の必要事項が記載された請求書の提出があった場合には、出産日前であっても受け付けること。 請求書を受付後、速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理の申請を受け付けたことについて、書面により連絡すること。当該書面には、分娩後に分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する必要がある、当該書類の送付がなければ出産育児一時金等の支給ができない旨記載するとともに、当該書類の送付先を明記すること。 <u>また、財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下において、平成21年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことを認めた場合には、出産育児一時金等は3万円を加算し、38万円を支給することとなるが、加入分娩機関が被保険者に代わって38万円を受け取るためには、加入分娩機関より分娩後に送付する分娩費請求書の写しに対し、機構の発行する所定の印（別添2）を押す必要がある旨も併せて当該書面に記載すること。</u> なお、請求書の受付後に被保険者が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。 また、受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合は、速やかに保険者に申し出るよう被保険者に周知し、被保険者から当該申出がなされた場合は、請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。 3 出産育児一時金等の支払い 分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確	第1・第2 （略） 第3 1 （略） 2 請求書の受付 被保険者から、受取代理人となる医療機関等の記名・押印及びその他の必要事項が記載された請求書の提出があった場合には、出産日前であっても受け付けること。 請求書を受付後、速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理の申請を受け付けたことについて、書面により連絡すること。当該書面には、分娩後に分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する必要がある、当該書類の送付がなければ出産育児一時金等の支給ができない旨記載するとともに、当該書類の送付先を明記すること。 3 出産育児一時金等の支払い 分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確

認すること。

分娩費請求書の写しに対し加入分娩機関による所定の印が押されていた場合は、出産育児一時金等を3万円加算し、合計38万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額及び所定の印の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が35万円（分娩費請求書の写しに対し所定の印が押されていた場合は38万円。以下同じ。）以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと

。（請求額が35万円超である場合は、当該請求額と35万円との差額は、被保険者が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と35万円との差額については、被保険者に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、35万円を超える付加相当額については受取代理の対象とせず、被保険者に対し直接支払うこと。ただし、被保険者、保険者と医療機関等との間で、事前に付加相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記の取扱い中「35万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

第4

1～3 （略）

4 出産日が平成21年1月1日の前日以前であるときは、産科医療補償制度の開始前であることから、出産育児一時金等の支給額は一律35万円であること。

認すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が35万円以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと

。（請求額が35万円超である場合は、当該請求額と35万円との差額は、被保険者が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と35万円との差額については、被保険者に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、35万円を超える付加相当額については受取代理の対象とせず、被保険者に対し直接支払うこと。ただし、被保険者、保険者と医療機関等との間で、事前に付加相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記の取扱い中「35万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

第4

1～3 （略）

4 出産日が平成18年10月1日の前日以前であるときは、第3の3中「35万円」を「30万円」として取り扱うこと。

【御参考：改正後（改正部分に下線）】

保保発第0830005号

平成18年8月30日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

標記については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行について」（平成18年8月30日保発第0830004号）において、被保険者等の負担を軽減する観点からその導入に努めることとされているところであるが、その具体的な取扱いにあたっては、下記の点に留意し、積極的に取り組むこととされたい。

記

第1 目的

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の受取代理は、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金を事前に申請し、医療機関等が被保険者等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的とする。

第2 対象者

受取代理の申請の対象者は、被保険者（出産費貸付制度を利用する者を除く。）であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者とする。

第3 受取代理の方法

1 出産育児一時金等の受取代理に係る請求書の交付

保険者は、第2に定める対象者から出産育児一時金等の受取代理に係る請求書の交付申請を受けた場合、受取代理専用の出産育児一時金請求書（別添1様式例参照。以

【御参考：改正後（改正部分に下線）】

下「請求書」という。）を交付すること。

なお、請求書の交付の際には、以下の書類により、受取代理の申請対象者であることを確認すること。

- （１）健康保険被保険者証（被扶養者が出産する場合にあっては被扶養者の健康保険被保険者証を含む。）
- （２）母子保健法第１６条第１項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

２ 請求書の受付

被保険者から、受取代理人となる医療機関等の記名・押印及びその他の必要事項が記載された請求書の提出があった場合には、出産日前であっても受け付けること。

請求書を受付後、速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理の申請を受け付けたことについて、書面により連絡すること。当該書面には、分娩後に分娩費請求書及び出生証明書類の写しを保険者に送付する必要がある、当該書類の送付がなければ出産育児一時金等の支給ができない旨記載するとともに、当該書類の送付先を明記すること。

また、財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下において、平成２１年１月１日以後、在胎週数２２週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことを認めた場合には、出産育児一時金等は３万円を加算し、３８万円を支給することとなるが、加入分娩機関が被保険者に代わって３８万円を受け取るためには、加入分娩機関より分娩後に送付する分娩費請求書の写しに対し、機構の発行する所定の印（別添２）を押す必要がある旨も併せて当該書面に記載すること。

なお、請求書を受付後に被保険者が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

また、受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合は、速やかに保険者に申し出るよう被保険者に周知し、被保険者から当該申出がなされた場合は、請求書を被保険者に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

３ 出産育児一時金等の支払い

分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

分娩費請求書の写しに対し加入分娩機関による所定の印が押されていた場合は、出産育児一時金等を３万円加算し、合計３８万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

【御参考：改正後（改正部分に下線）】

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額及び所定の印の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が 35 万円（分娩費請求書の写しに対し所定の印が押されていた場合は 38 万円。以下同じ。）以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。

（請求額が 35 万円超である場合は、当該請求額と 35 万円との差額は、被保険者が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が 35 万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と 35 万円との差額については、被保険者に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、35 万円を超える付加相当額については受取代理の対象とせず、被保険者に対し直接支払うこと。ただし、被保険者、保険者と医療機関等との間で、事前に付加相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記の取扱い中「35 万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

第 4 その他留意事項

- 1 受取代理については、その導入が保険者に義務付けられるものではないが、第 1 の目的に鑑み、特段の支障のない限り、その導入に努められたいこと。
- 2 受取代理の取扱いは、被保険者及び医療機関等の間で、当事者の任意による代理契約により成立するものであり、被保険者及び医療機関等に当該取扱いによる請求を強制するものではないこと。ただし、制度の不知等により、被保険者が当該取扱いを受けられないことがないよう、その趣旨、申請手続等について、被保険者等に対し、周知徹底に努めるとともに、医療機関等に対し、当該取扱いについて理解が得られるよう周知に努めること。
- 3 受取代理に係る請求書は、通常の出産育児一時金等の請求書とは別に作成すること。また、受取代理に係る出産育児一時金等の請求者は被保険者であり、請求書の提出は被保険者が行うものであること。
- 4 出産日が平成 21 年 1 月 1 日の前日以前であるときは、産科医療補償制度の開始前であることから、出産育児一時金等の支給額は一律 35 万円であること。

(別添1様式例(修正部分に下線))

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金請求書(事前申請用)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の記号・番号			生 年 月 日	
	被保険者 (請求者) の氏名	(フリガナ)	事業 者の 印	名 称	
				所在地	
	被保険者 (請求者) の住所	(フリガナ)			
	被扶養者が出産する ための請求であるとき は、その者の	氏 名		生 年 月 日	
	入院する医療機関の	名 称			
		所在地			
被保険者に対する支払金融機関の欄					
金融機関名		店名	預金種別	口 座 番 号	

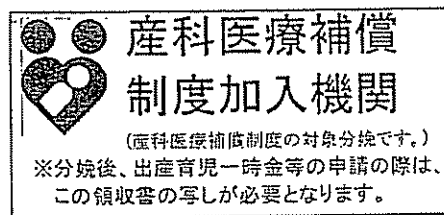
受 取 代 理 人 の 欄	甲 () は、医療機関等である乙 () を代理人と定め、次の権限を委任する。 甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限35万円)※の受領に関する こと。 平成 年 月 日 甲(被保険者)の住所 氏名 印 乙(代理人)の住所 氏名 印			
	受取代理人に対する支払金融機関の欄			
	金融機関名	店名	預金種別	口 座 番 号

※ 出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者において、付加相当額も含めて医療機関等に支払う場合には、付加相当額を含む支給額を具体的に記載すること。

また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において在胎週数週数22週に達した日以後に出産した場合の法定給付の額は、38万円となること。(支給の際は、加入分娩機関より送付される分娩費請求書の写しに対し所定の印(別添2)が押印されているか確認すること。)

(別添 2)

制度対象分娩であることを証明する印 イメージ



- 実寸サイズは、縦 2. 7 c m × 横 6. 0 c m
- 外枠は実際には印についていません。
- 今月中に全国の加入分娩機関に対し送付。